

地域連携薬局及び
専門医療機関連携薬局
WEB説明会

愛媛県保健福祉部
令和3年7月13日～15日

はじめに

認定薬局は、地域住民や患者さん達のための制度

- ・ 地域住民や患者さんが、何を望んでいるか
- ・ 自分が地域住民や患者さんの立場なら、
薬局に何を求めるか

1 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局とは

- ・ 認定薬局の概要
- ・ 認定薬局の役割
- ・ 認定手続きの流れ

2 認定の要件と申請書の作成方法

- ・ 認定基準の概要
- ・ 各基準と添付書類の作成方法

1 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局とは

- ・ 認定薬局の概要
- ・ 認定薬局の役割
- ・ 認定手続きの流れ

2 認定の要件と申請書の作成方法

- ・ 認定基準の概要
- ・ 各基準と添付書類の作成方法

認定薬局の導入経緯

高齢社会化



問題点

- ・ 複数診療科受診による多剤服用
- ・ 在宅患者の増加

住み慣れた地域で自分らしく人生を最後まで過ごさせるための
地域包括ケアシステムを構築すべき

平成27年10月23日

「患者のための薬局ビジョン」策定！！

令和3年8月1日施行

【薬局の機能】

① かかりつけ薬剤師・薬局の機能 →

② 高度薬学管理機能 →

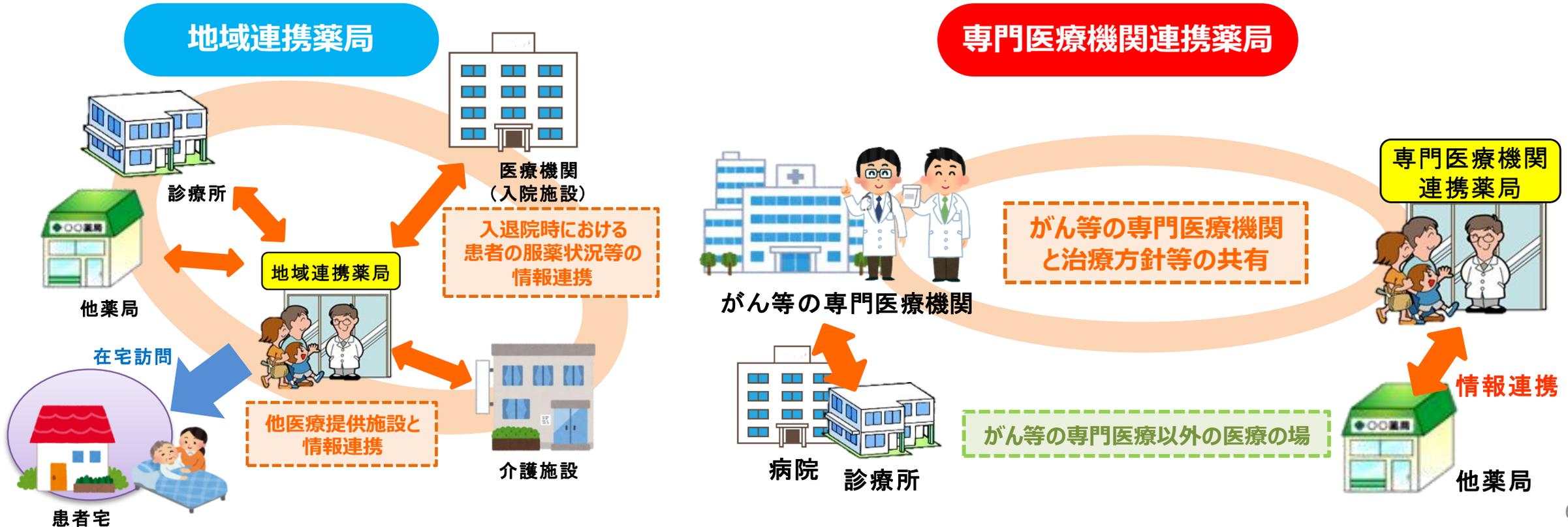
③ 健康サポート機能

地域連携薬局

専門医療機関連携薬局

特定の機能を有する薬局の認定制度が創設

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、1年ごとの更新）
 - ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
 - ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（今回規定した「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

薬局ビジョンからの発展

健康サポート薬局

① かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

医療機関等との連携

② 健康サポート機能

国民の

- ・病気の予防
- ・健康サポート

に貢献

③ 高度薬学管理機能

高度な薬学的管理ニーズへの対応

厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師

専門医療機関に勤務する薬剤師に報告及び連絡した実績：過去1年においてがん患者の半数以上

地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績：月平均30回以上

居宅における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績：月平均2回以上

無菌製剤処理を実施できる体制

継続して1年以上勤務している薬剤師が半数以上

薬局の薬剤師の半数が、健康サポート薬局研修を受講

専門医療機関連携薬局

地域連携薬局

認定を受けると・・・

- 認定を受けた薬局（**地域連携薬局／専門医療機関連携薬局**）と称することができる。
 - ※ 認定を受けていない薬局は、これらの名称（紛らわしい名称を含む。）を称してはならない。
- 認定を受けた薬局は、薬局の内側と外側の見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
 - ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局である旨** ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局の機能の説明**
 - ・ **専門医療機関連携薬局の場合、傷病の区分**
- ※ その他、認定証の掲示なども必要となる



認定申請をしようとする際は・・・

○認定を受けようとする方は、次の書類・手数料を管轄の保健所へ提出してください。

- ① 認定申請書
- ② 認定基準適合表
- ③ 別紙（1～11）
- ④ 手数料 **11,300円**

松山市は、**現金**で

松山市以外は**愛媛県収入証紙**で



受付窓口機関・課名等		電話番号	所在地	所管地域
四国中央保健所	企画課	0896-23-3360	四国中央市三島宮川4-6-55	四国中央市
西条保健所	企画課	0897-56-1300	西条市喜多川796-1	新居浜市、西条市
今治保健所	企画課	0898-23-2500	今治市旭町1丁目4-9	今治市、上島町
松山市保健所	医事薬事課	089-911-1805	松山市萱町6丁目30-5	松山市
中予保健所	企画課	089-909-8755	松山市北持田町132	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	企画課	0894-22-4111	八幡浜市北浜1丁目3-37	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	企画課	0895-22-5211	宇和島市天神町7-1	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

- ※ **薬局の申請・変更届等の提出先と同じ窓口**です。
- ※ **地域連携薬局・専門医療機関連携薬局**について、**手数料は同額**です。
- ※ **地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の両方の認定を受けようとする場合は、それぞれの申請書等の提出が必要**です。

1 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局とは

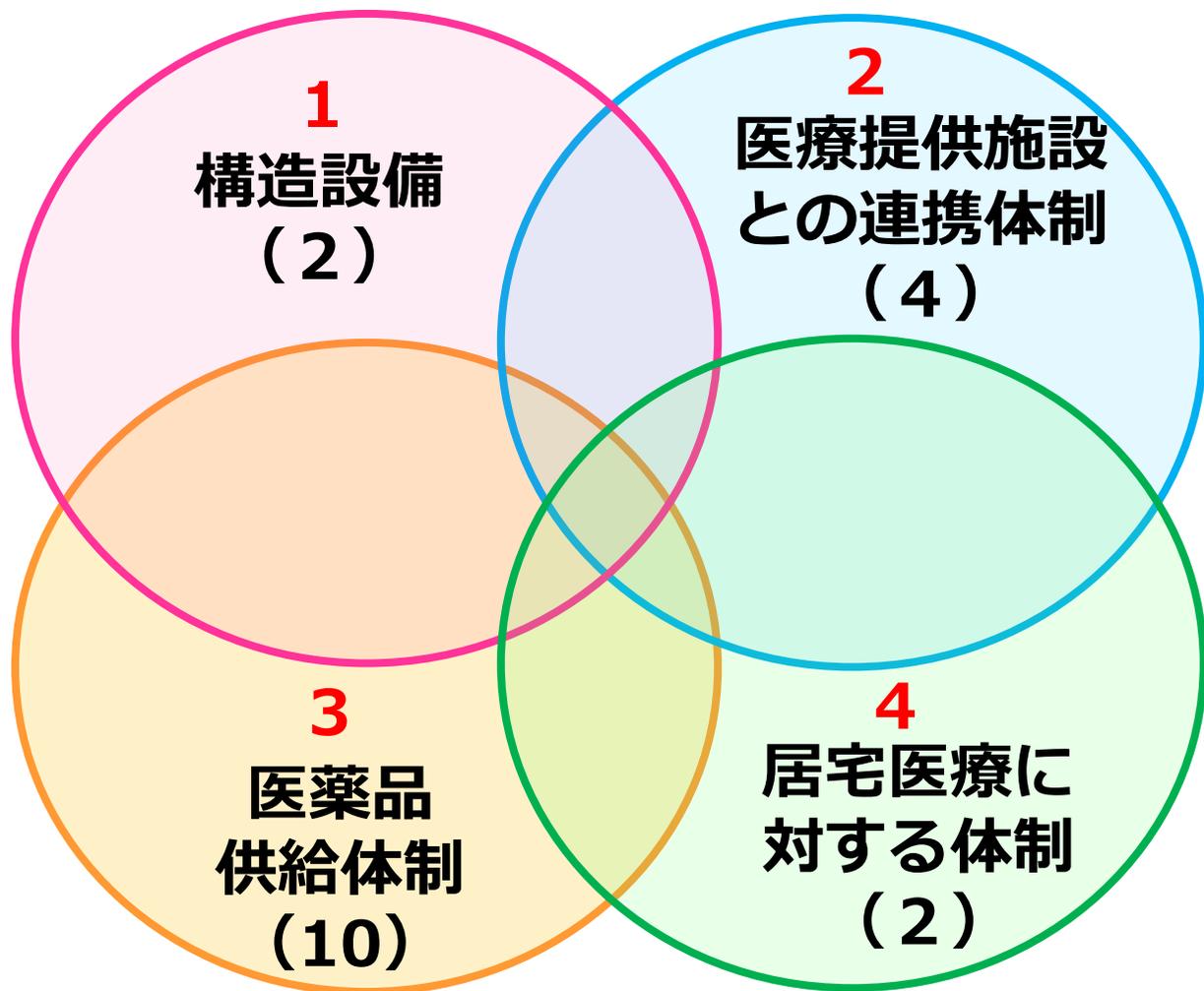
- ・ 認定薬局の概要
- ・ 認定薬局の役割
- ・ 認定手続きの流れ

2 認定の基準と申請書の作成方法

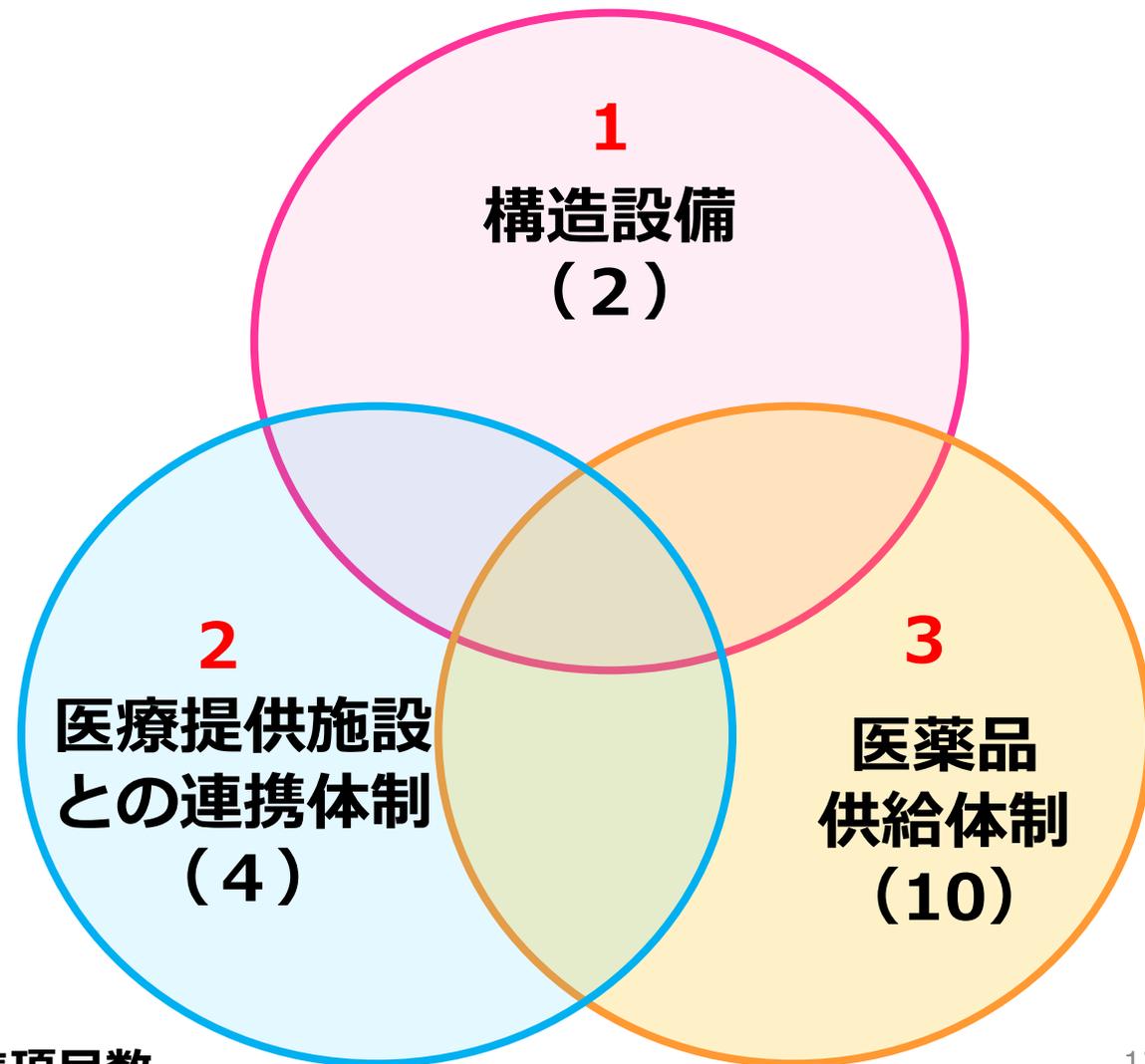
- ・ 認定基準の概要
- ・ 各基準と添付書類の作成方法

認定薬局の基準

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※ () 内は、基準項目数

地域連携薬局の基準

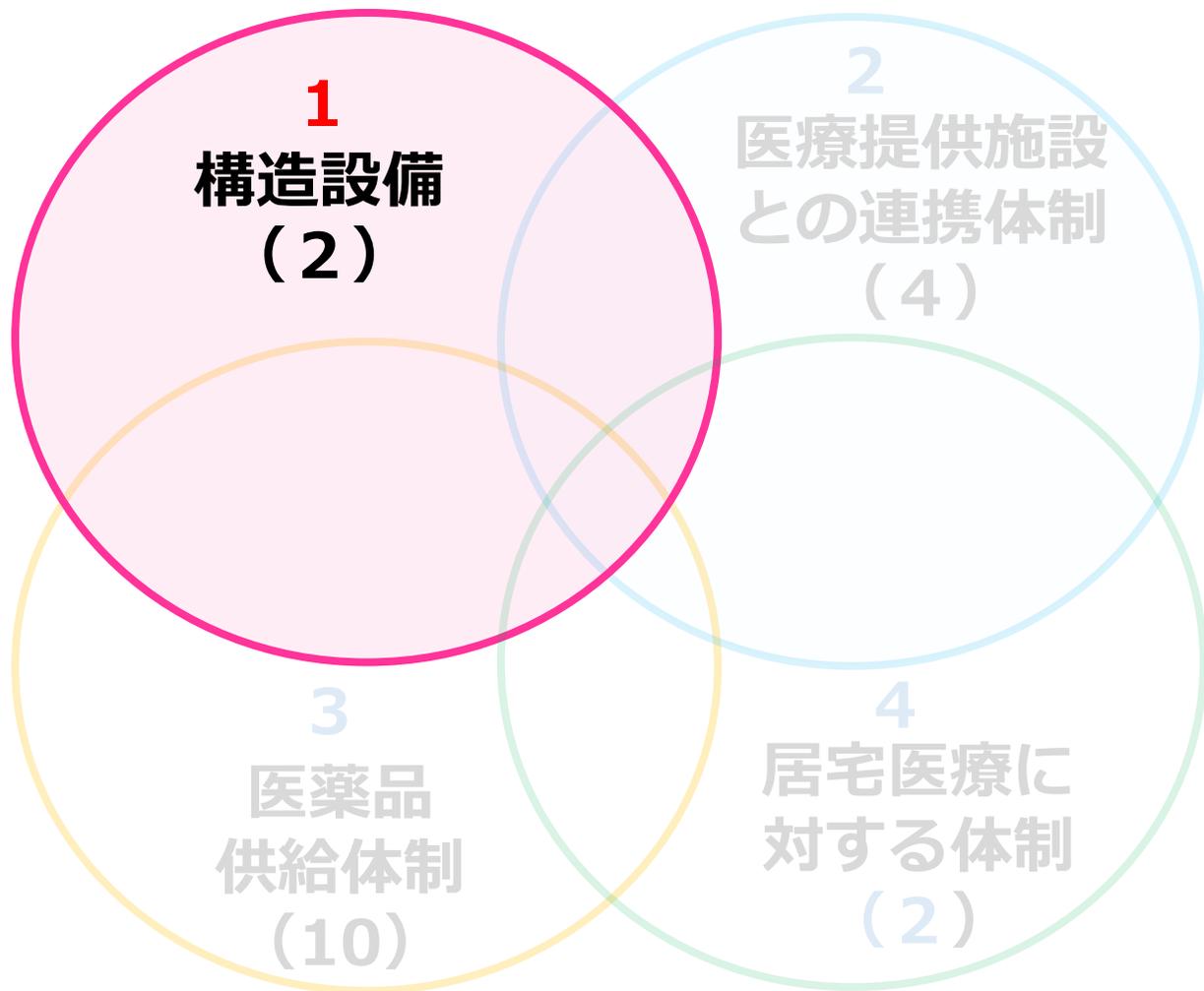
	法律	省令の基準
1	<p>構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	<p>利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ② 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ③ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ④ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	<p>地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開店時間外の相談応需体制の整備 ② 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ③ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ④ 麻薬の調剤応需体制の整備 ⑤ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備 ⑥ 医療安全対策の実施 ⑦ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ⑧ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ⑨ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ⑩ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	<p>居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ② 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

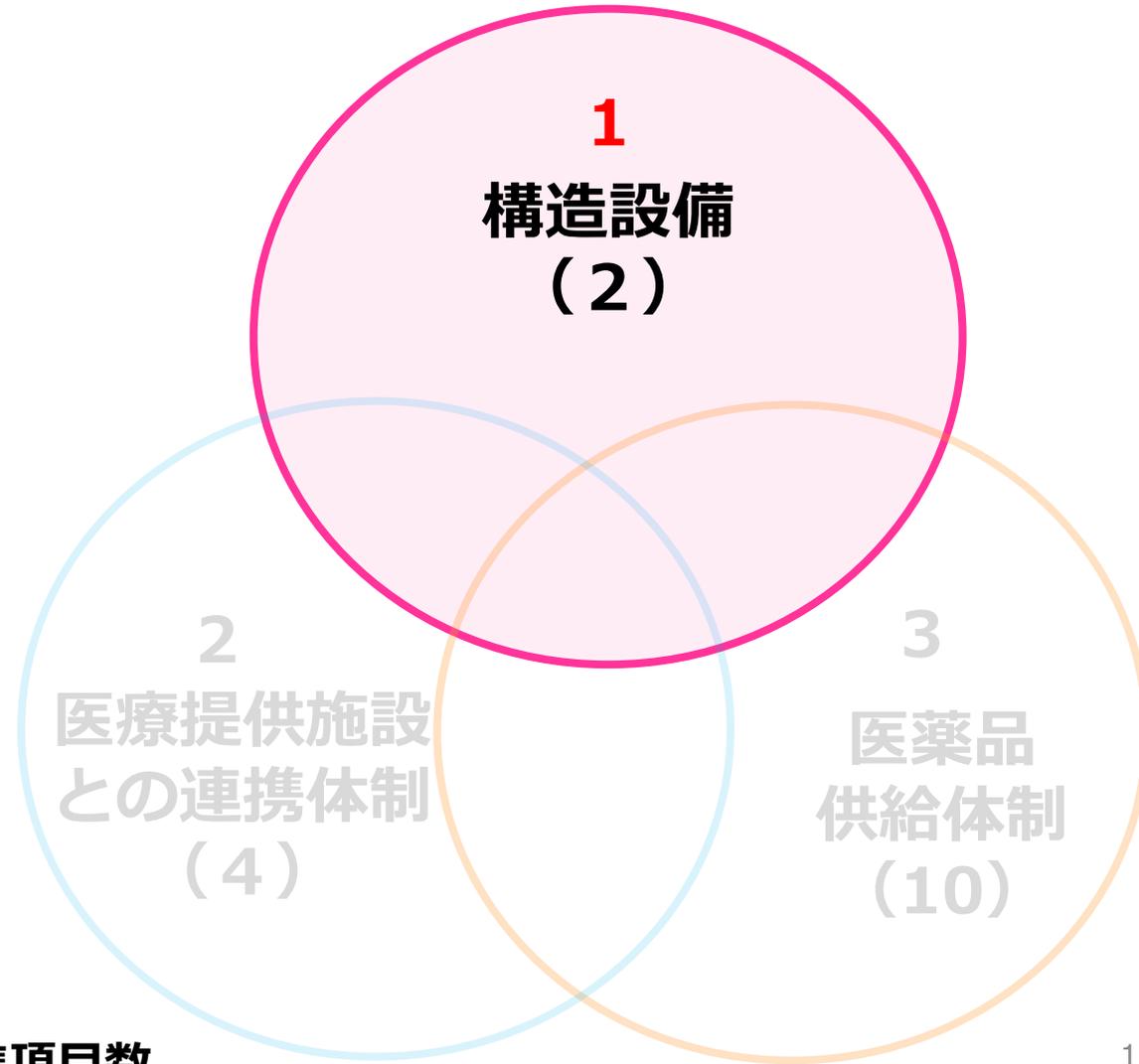
	法律	省令の基準
1	<p>構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	<p>利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ② 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、傷病の区分（がん）に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ③ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、傷病の区分（がん）に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（傷病の区分（がん）に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ④ 地域の他の薬局に対し、傷病の区分（がん）に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	<p>専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>傷病の区分（がん）に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開店時間外の相談応需体制の整備 ② 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ③ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ④ 麻薬の調剤応需体制の整備 ⑤ 医療安全対策の実施 ⑥ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ⑦ 傷病の区分（がん）に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ⑧ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する傷病の区分（がん）に係る専門的な研修の計画的な実施 ⑨ 地域の他の薬局に対する傷病の区分（がん）に関する研修の継続的な実施 ⑩ 地域の他の医療提供施設に対する傷病の区分（がん）に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

基準 1 構造設備

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※ () 内は、基準項目数

基準 1-1 構造設備（利用者に配慮した設備）

地域

専門

別紙 1

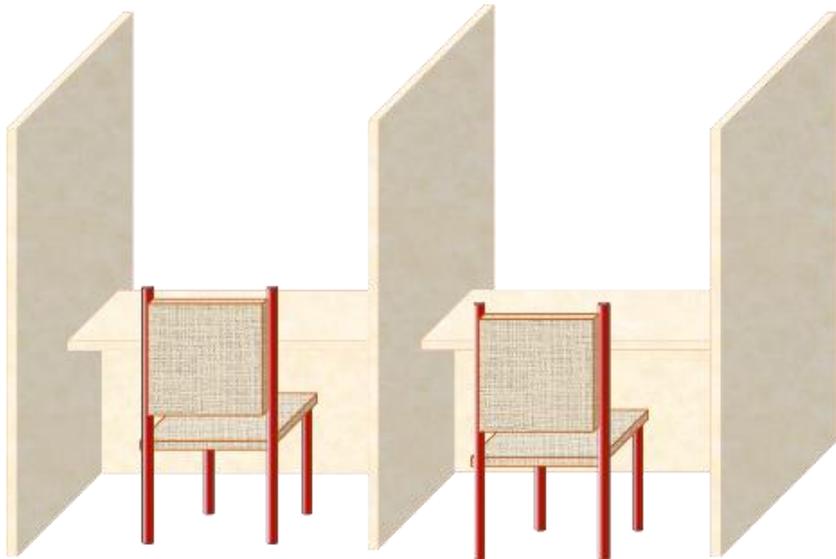
別紙 1

- **座って**情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができること
- **間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏洩しないよう配慮した設備**※

※ **専門医療機関連携薬局**の場合は、
「個室」もしくは「カウンター等から十分離れていて、プライバシーに配慮できる場所」
であること

【留意事項】

- ★ **薬局開設許可を受けている薬局内**であること
- ★ 必ずしもあらかじめ椅子を設けておく必要はないが、その場合、利用者が座って相談を受けることができることを容易に認識できるための掲示等が必要
- ★ 当該設備は、**体制省令の規定上の情報提供設備とみなされる**ことに留意すること。



基準 1-2 構造設備（高齢者等に配慮した設備）

地域

専門

別紙 2

別紙 2

- **高齢者、障害者等**の円滑な利用に適した構造であること

【例】

【スロープ】

出入口までの段差の解消



【自動ドアや引き戸】

容易に通行できる前後に段差のない出入口



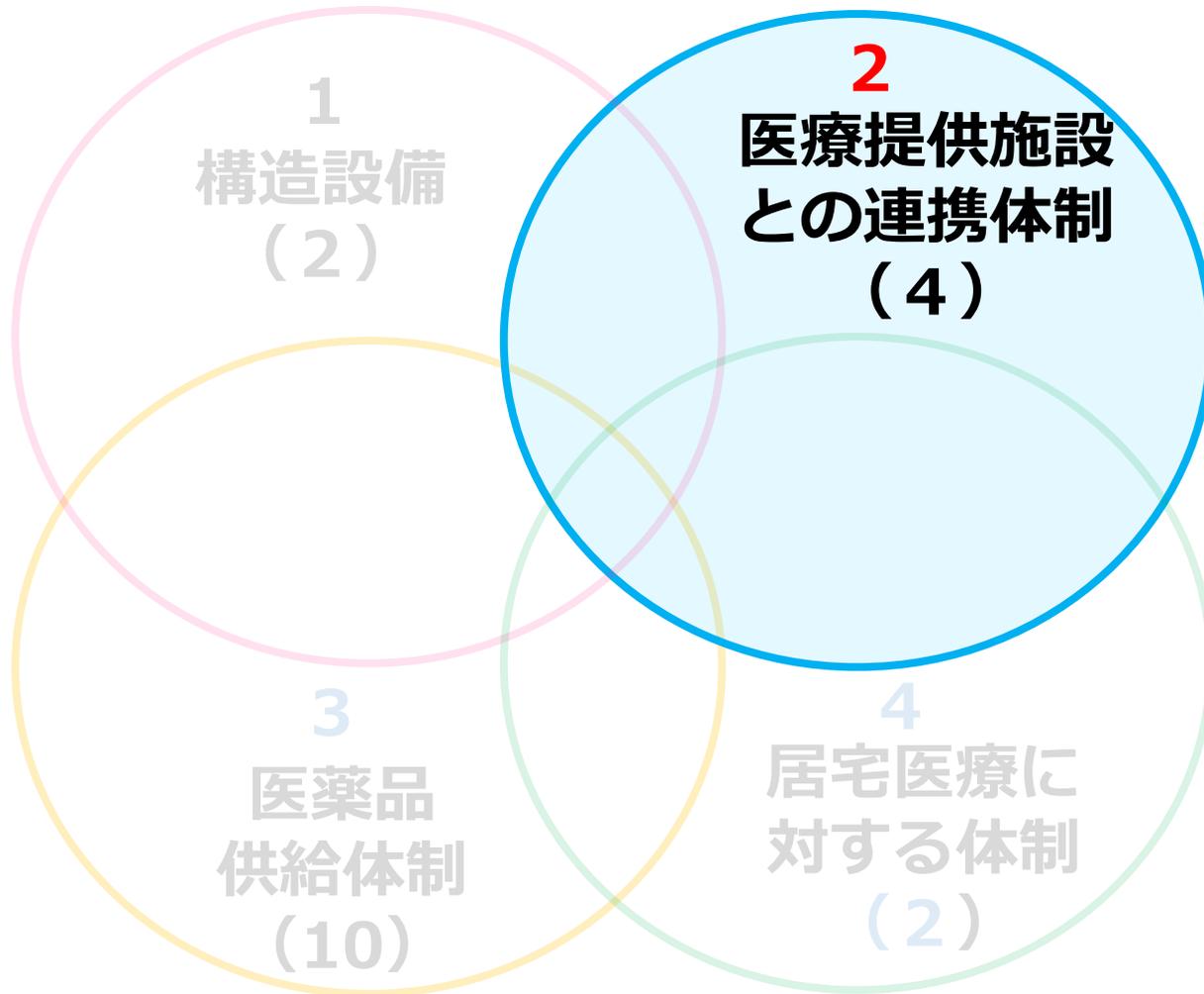
【その他の配慮】 ※例示

高齢者や障害者等が円滑に利用するための配慮

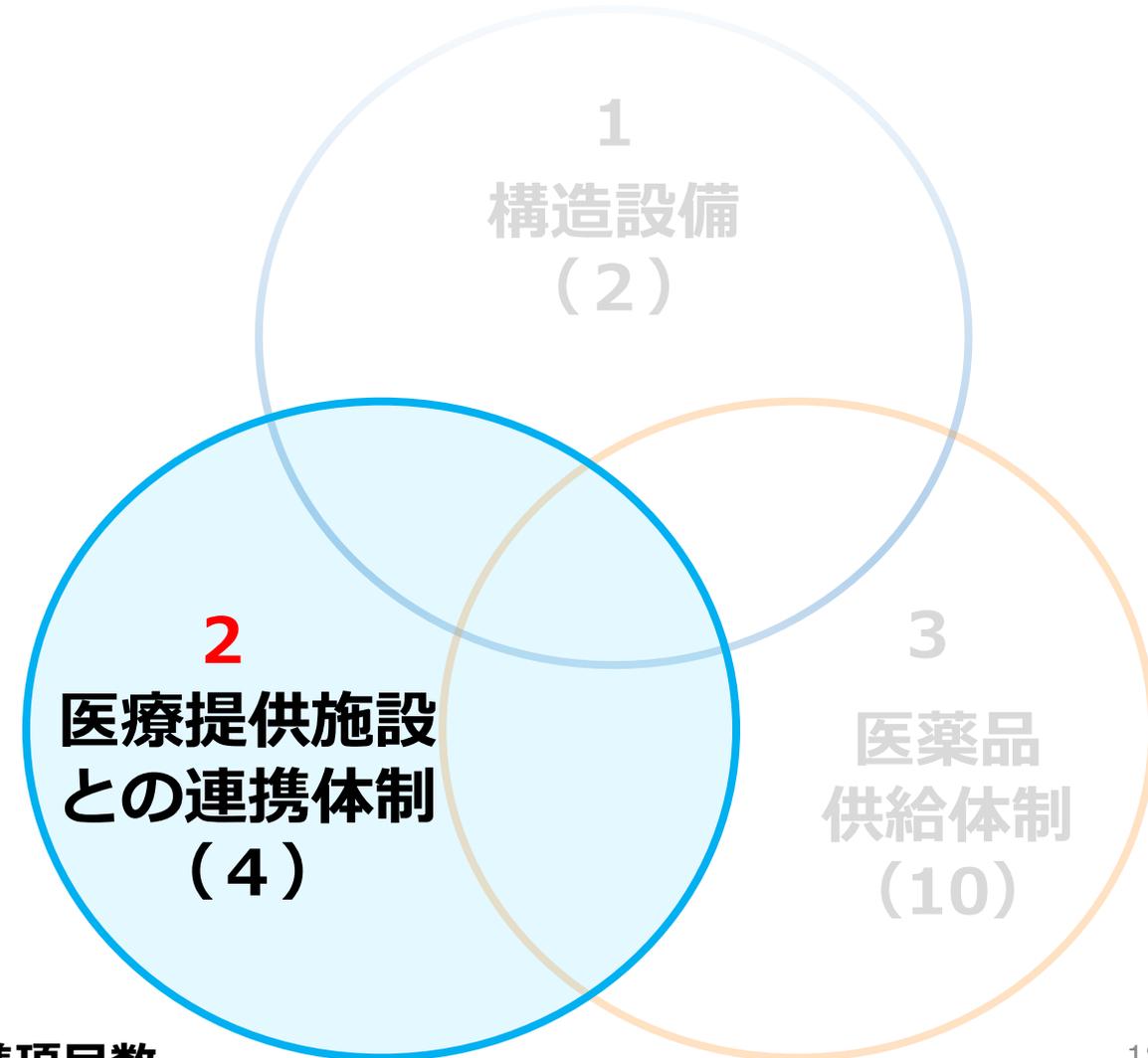


基準 2 医療提供施設との連携体制

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※ () 内は、基準項目数

基準 2-1 医療提供施設との連携体制

2-1 会議への参加

地域

過去1年間に於いて、薬事に関する実務に従事する薬剤師を下記会議に継続的に参加させていること(いずれかでよい)

- 1)市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議
- 2)介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
- 3)地域の多職種が参加する退院時カンファレンス



専門

過去1年間に於いて、薬事に関する実務に従事する薬剤師を下記会議に継続的に参加させていること

- 1)がん診療拠点病院等が開催する会議



【がん診療連携拠点病院】

- ①都道府県がん診療連携拠点病院
四国がんセンター
- ②地域がん診療連携拠点病院
住友別子病院、済生会今治病院
愛媛大学医学部附属病院、県立中央病院
松山赤十字病院、市立宇和島病院

基準 2-2 医療提供施設との連携体制

2-2 他の医療機関に勤務する薬剤師との連携体制

地域

地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、随時報告及び連絡することができる体制を備えていること

【例】

- 1)医療関係者からの退院にあたっての情報共有
- 2)利用者の入院に当たっての情報共有
- 3)外来の利用者に関して医療機関と情報共有
- 4)在宅医療を行った際の患者に関する情報共有

【留意事項】

- ★「地域」は、他市町及び他県であつても差し支えない。

専門

専門的な医療の提供を行う医療機関に勤務する薬剤師等に対し、随時報告及び連絡することができる体制を備えていること

【例】

- 1)服薬情報、副作用情報等をがん治療に係る医療機関に情報提供
- 2)在宅医療に移行する際、居宅を訪問する薬局にがん治療に係る医療機関の治療方針等について当該薬局に情報提供

基準 2-3 医療提供施設との連携体制

2-3 他の医療機関に勤務する薬剤師への情報提供実績

別紙 3

別紙 3

地域

過去 1 年間に於いて、地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤の使用に関する情報について月平均30回以上報告及び連絡した実績があること

【留意事項】

- ★情報提供の実績は、薬局から医療機関へ情報共有したものを対象とする
- ★情報は、薬局と医療機関側の双方で記録に残るものを対象とする（電話のみは情報共有とならない）
- ★調剤報酬の算定の有無に関わらず、情報共有を実施していれば、実績とすることで差し支えない

専門

過去 1 年間に於いて、薬局を利用するがん患者の半数以上の薬剤の情報について、がんに係る専門的な医療の提供を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の関係者に対して、報告及び連絡した実績があること

【留意事項】

- ★対象がん患者とは・・・
 - ①医療機関との連携で薬局が把握した患者、
 - ②抗がん剤を処方している患者
- ★がん患者数は、来局回数ではなく患者の数としてカウントする

基準 2-4 医療提供施設との連携体制

2-4 他の薬局に対して報告及び連絡できる体制

別紙 4

別紙 4

地域 専門

地域における他の薬局に対して、患者の薬剤に関する情報を報告及び連絡することができる体制が備えてあること

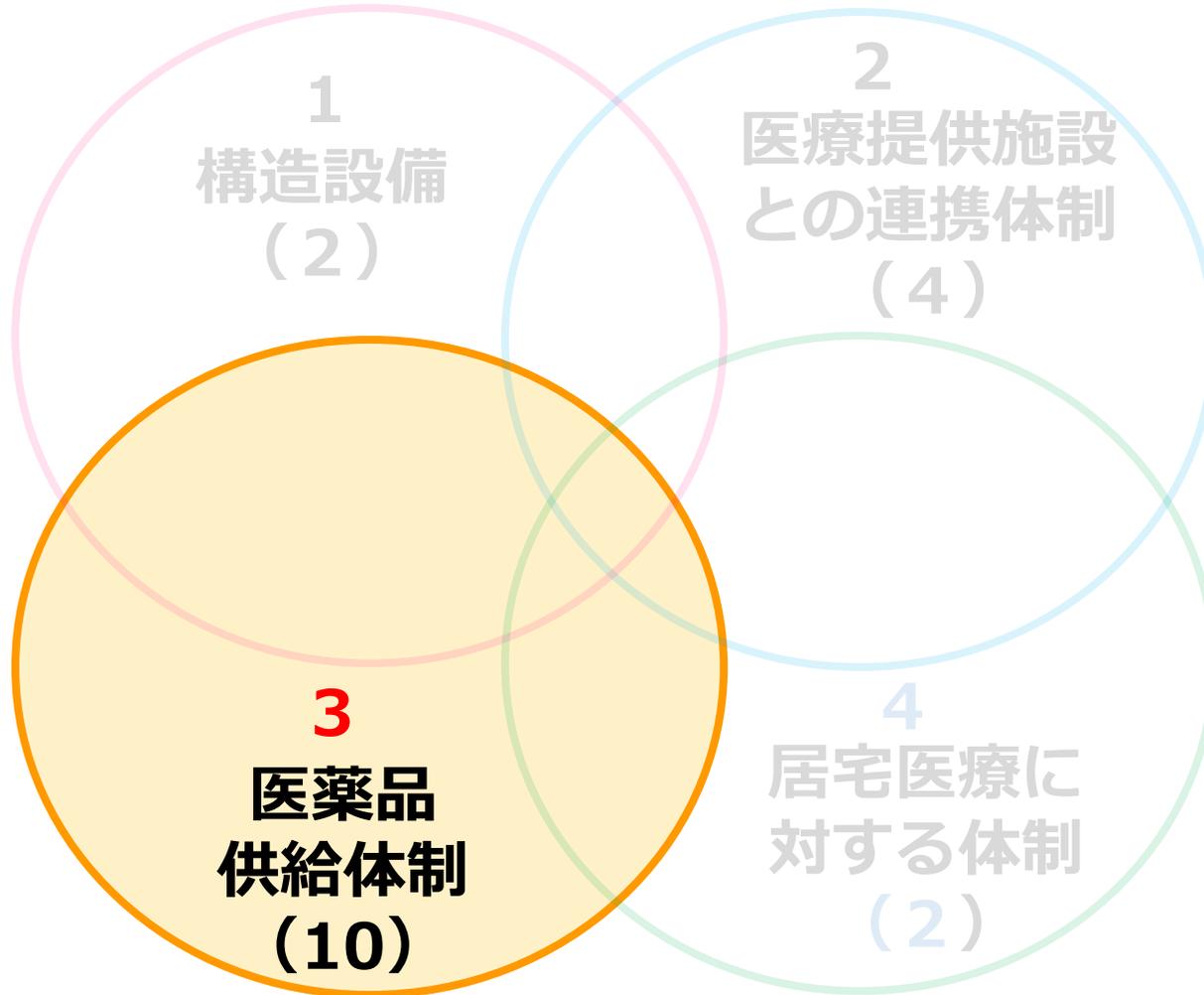
【留意事項】

- ★情報共有回数は、認定要件とはなっていない
- ★利用者からの同意の下実施すること
- ★手順書の写しを申請書に添付すること

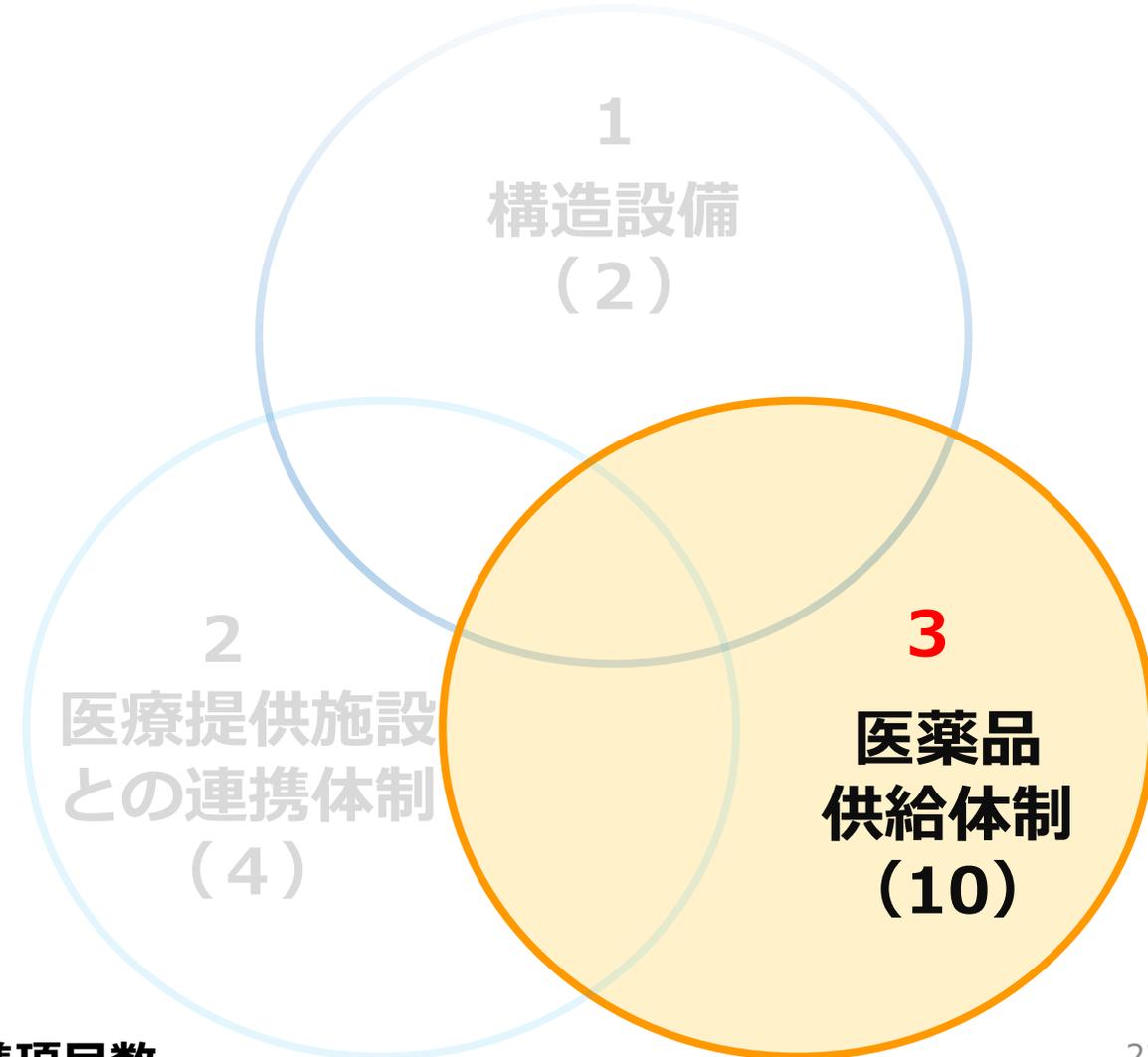


基準 3 医薬品供給体制

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※ () 内は、基準項目数

基準 3-1 医薬品供給体制

3-1 開店時間外の相談に対する体制

別紙 5 別紙 5

地域 専門

開店時間外であっても、利用者からの医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること

【留意事項】

- ★自局内で対応できる体制を整えておくこと
- ★利用者に対して、**文書による交付**又は**薬袋へ記載**することで周知すること

開店時間等のお知らせ

【開店時間】

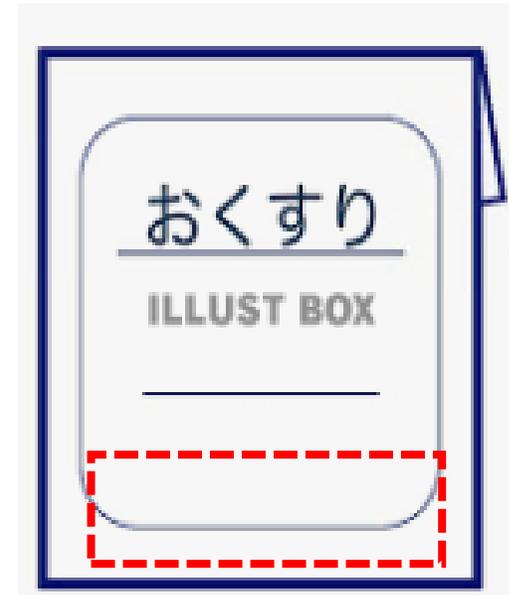
平日	8:30	～	18:30
土曜	8:30	～	13:00
日祝日	休業		

【連絡先】

電話	089-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX	089-〇〇〇-〇〇〇〇

★開店時間外でご相談があれば、下記にご連絡ください。

電話	089-〇〇〇-〇〇〇〇
----	--------------



基準 3-2 医薬品供給体制

別紙 6 別紙 6

3-2 休日及び夜間の調剤応需体制

地域 専門

休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合は、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること

【留意事項】

- ★ **自局で対応**することでもよい
- ★ **地域の輪番制**による対応でもよい
- ★ 利用者に対して、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと

休日及び夜間等における調剤応需体制

【みきゃん薬局開店時間】

平日	8:30	～	18:30
土曜	8:30	～	13:00
日祝日	休業		

【休日及び夜間の調剤応需薬局】

月	18:30	～	翌8:30	○○薬局 (松山市○○町○○)
火	18:30	～	翌8:30	△△薬局 (松山市○○町○○)
水	18:30	～	翌8:30	××薬局 (松山市○○町○○)
木	18:30	～	翌8:30	□□薬局 (松山市○○町○○)
金	18:30	～	翌8:30	みきゃん薬局 (松山市○○町○○)
土	13:00	～	翌8:30	●●薬局 (松山市○○町○○)
日	8:30	～	翌8:30	▲▲薬局 (松山市○○町○○)

※休日及び夜間の調剤応需：上記7薬局で輪番制にて実施しております。

松山市○○町○○
みきゃん薬局
代表取締役 ○○ ○○

基準 3-3 医薬品供給体制

3-3 在庫として保管する医薬品の地域における他の薬局への供給体制

別紙7 別紙7

地域

他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供できる体制を整えておくこと

【備考】

★薬局の在庫として保管する医薬品の情報を、近隣薬局に提供する等により周知を行うことが望ましい

専門

他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供できる体制を整えておくこと

【備考】

★薬局の在庫として保管する医薬品の情報を、近隣薬局に提供する等により周知を行うことが望ましい

★例として、抗がん剤、支持療法で用いられる医薬品が考えられる

基準 3-4 医薬品供給体制

3-4 麻薬の調剤応需体制

地域

専門

麻薬の調剤に応需するため、**麻薬小売業者の免許**を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、**その薬局で調剤できる体制**を整えておくこと

【留意事項】

- ★**在庫として保管する品目数や種類は、当該薬局の調剤の状況等に応じ薬局で判断して差し支えない**
- ★**速やかに麻薬を入手できる体制を整えておくこと**

基準 3-5 医薬品供給体制（地域連携薬局のみ）

別紙 8

3-5 無菌製剤処理を実施できる体制

地域

無菌製剤処理を実施できる体制を整えておくこと

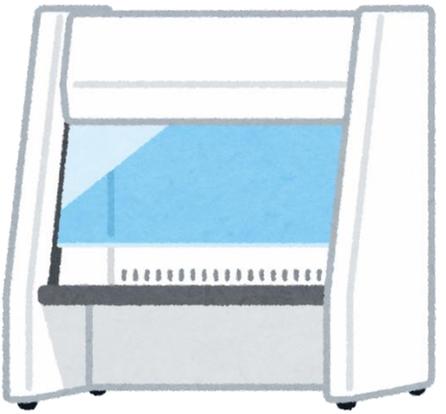
【対応方法】

- ① 自局で対応
- ② 他の薬局の無菌製剤処理室を利用して対応（共同利用） → **無菌調剤室であること！**
- ③ 他の薬局を紹介 → **処方箋全てを紹介！**

【無菌製剤処理設備】

・クリーンベンチや安全キャビネット、無菌室など、無菌的な製剤を行うために、無菌環境を作り出す設備を指します。

・自局で無菌製剤処理を行う場合は、無菌調剤室の設置までは求められませんが、**他の薬局と共同利用する場合は、無菌調剤室**に設置されている無菌製剤処理設備を共同利用する必要があります。



3-6 医療安全対策

地域

専門

薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加すること、その他の医療安全対策を講じていること

【医療安全対策の取組み例】

- ★ 医薬品に係る副作用報告
- ★ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加
- ★ 市販後調査への協力

3-7 薬剤師の配置

別紙 9 別紙 8

地域 専門

当該薬局に勤務している薬剤師の**半数以上**が、当該薬局に**継続して1年以上常勤**として勤務している者であること

【備考】

- ★「**常勤**」：週当たり**32時間以上勤務**
(育児休業等で法律に基づき労働時間が短縮されている場合は、当分の間は、**週24時間以上かつ週4日以上**の勤務であれば常勤として取り扱う)
- ★「**継続して1年以上勤務**」：認定申請の前月までに継続して1年以上勤務
- ★常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法に基づく育児休業等を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば当該既定の対象となる薬剤師として取り扱ってよい。

基準 3-8 医薬品供給体制

3-8 薬剤師の配置（資格等）

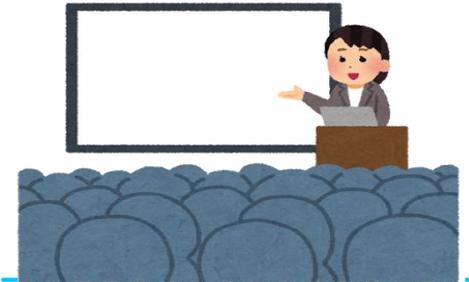
別紙 9 別紙 8

地域

常勤薬剤師の**半数以上**が、**地域包括ケアシステムに関する研修を修了**した者であること

【留意事項】

- ★研修は、「**健康サポート薬局に係る研修**」のみを対象とする
- ★申請書に、研修の修了証を添付すること
- ★研修の修了が認定要件であるため、5年間の実績は求めない



専門

専門性を有する常勤の薬剤師(厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師)を配置していること

【厚生労働大臣に届け出た団体】

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
(一社) 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師 (がん)	R3.6.9
(一社) 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	R3.6.9

基準 3-9 医薬品供給体制

3-9 薬剤師に対する研修

別紙10

別紙9

地域

薬局に勤務する全ての薬剤師に対して1年以内ごとに研修を受けさせること

【留意事項】

- ★研修は、地域包括ケアシステムに関する内容であること
- ★外部研修、内部研修は問わない

専門

薬局に勤務する全ての薬剤師に対して1年以内ごとに研修を受けさせること

【留意事項】

- ★研修は、がんに係る専門的な内容であること
- ★外部研修、内部研修は問わない

基準 3-10 医薬品供給体制

3-10 医療機関等への医薬品の適正使用に関する情報提供

別紙11

別紙11

地域

過去1年間において、**他の医療提供施設**に対し、**医薬品の適正使用に関する情報を提供していること**

【情報提供の例】

- ★新薬情報
- ★同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴
- ★後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴 など

専門

過去1年間において、**他の医療提供施設**に対し、**がんに関する**医薬品の適正使用に関する情報を提供していること

【情報提供の例】

- ★抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴
- ★承認審査で用いられた臨床試験の情報
- ★PMDAにおける当該医薬品の審査報告書の情報
- ★医薬品リスク管理計画の情報

3-11 他の薬局薬剤師に対し、がんの薬学的知見に関する研修を実施

専門

他の薬局薬剤師に対し、**がんの専門的な薬学的知見に関する研修を継続的**に行っていること

【研修の例】

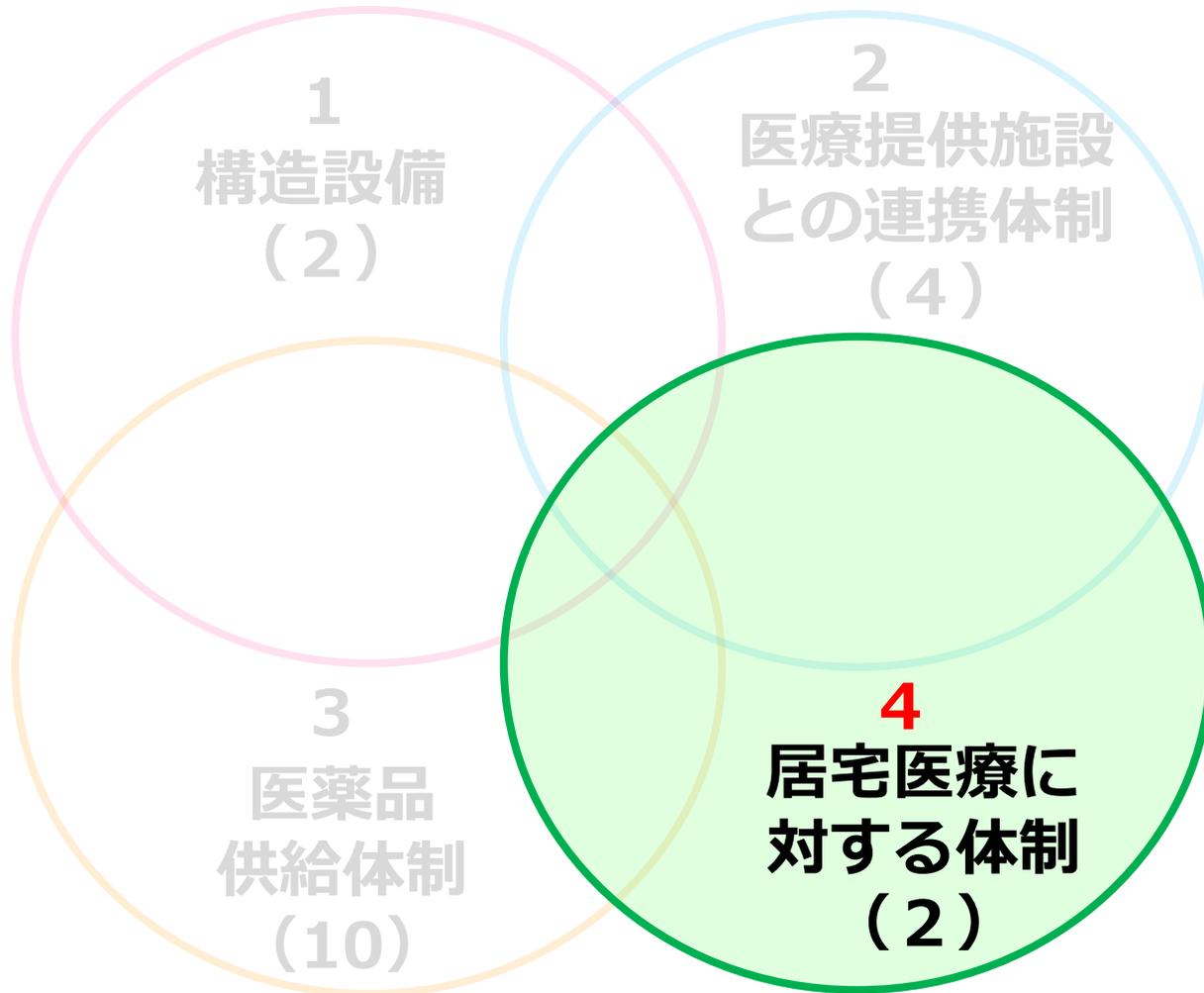
- ★専門的な薬学的知見に基づく指導
- ★コミュニケーションの指導

など

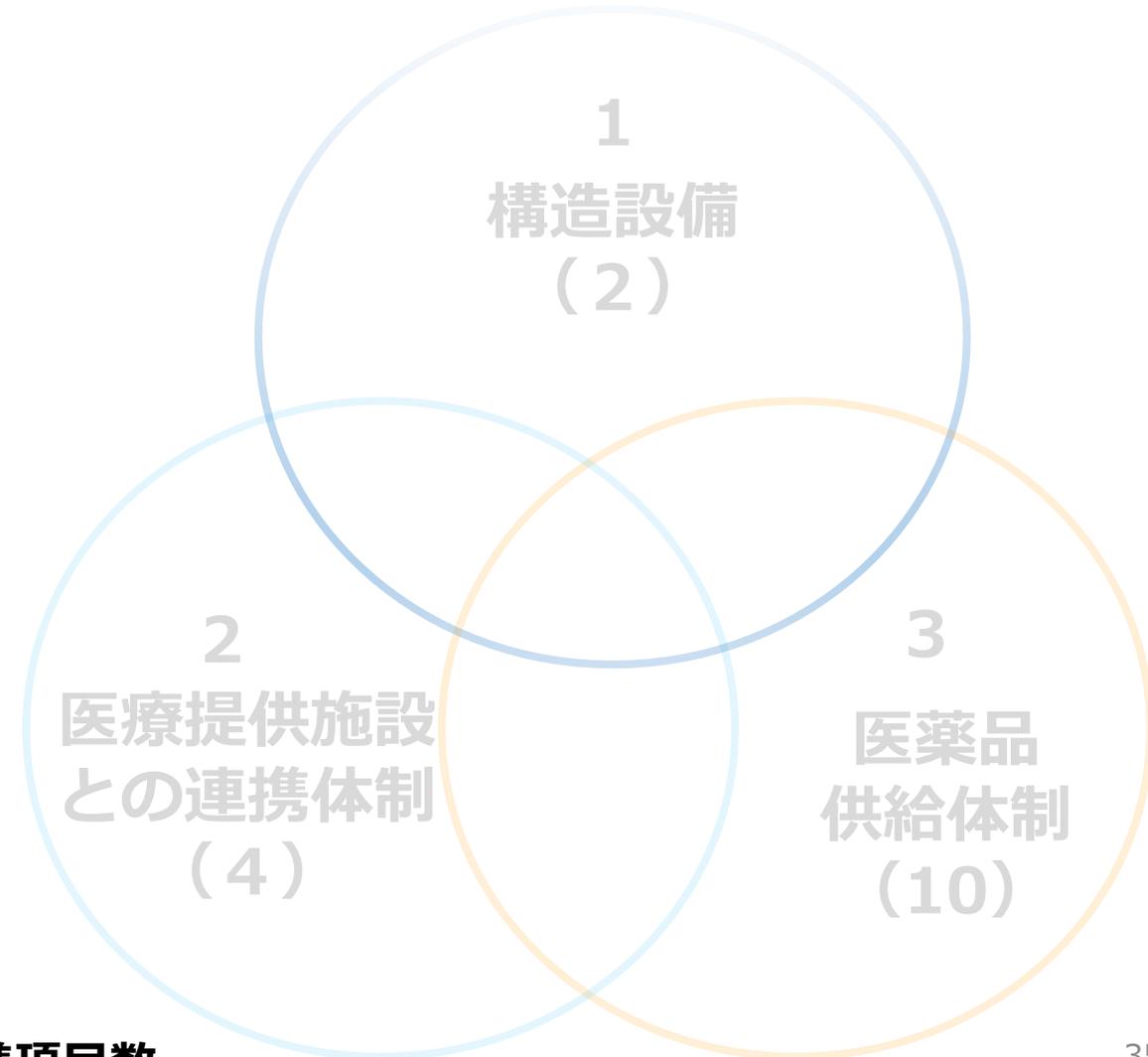


基準 4 居宅医療に対する体制

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※ () 内は、基準項目数

基準 4-1 居宅医療に対する体制

4-1 居宅等における調剤の実績

地域

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、**過去1年間**において**月平均2回以上**実施した実績があること

【留意事項】

- ★ 複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、指導を行った人数にかかわらず 1回とする
- ★ 同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず 1回とする
- ★ 医薬品の配送のみは、実績とならない



認定申請書・添付書類等

認定申請書

様式第五の二 (第1条の二関係)

地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日	第〇〇〇〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日 ※薬局の許可
申請の名称	記載例薬局 興行本店
薬局の所在地	〒812-8577 TEL.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 福岡市博多区東公園7-7
利用者の心身の妨げに陥る精度設備の概要	別紙のとおり
利用者の障害及び障害の程度に関する情報を他の医療機関と共有する体制の概要	別紙のとおり
車椅子の患者に対し実地的に薬劑を供給するための体制の概要	別紙のとおり
ほかに必要な設備の概要及び薬劑供給に資する体制の概要	別紙のとおり
(法人にあつては) 責任に担する者名	記載 太郎、記載 花子

申請の目的	なし
(1) 申請75施設1回の申請より許可された日数、申請した日から2年経過していない者	なし
(2) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、取消した日から2年経過していない者	なし
(3) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、その期間1年以上経過していない者	なし
(4) 類似の申請に申請済み、その申請を取り消し、又は申請を取り消した日から2年経過していない者	なし
(5) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、その期間1年以上経過していない者	なし
(6) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、その期間1年以上経過していない者	なし
(7) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、その期間1年以上経過していない者	なし
(8) 申請75施設1回の申請より申請を取り消し、その期間1年以上経過していない者	なし

申請書は、地域連携薬局の認定を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 (法人にあつては、登記簿記載) 〒812-8577 TEL.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
福岡市博多区東公園7-7

氏名 (法人にあつては、代表取締役) 株式会社 記載例薬局 代表取締役 記載 太郎

福岡県知事 殿

(別添)
1 申請書及び添付書類は、2部提出すること。
2 月曜日のとき、A4とする。

認定基準適合表

別添 (一)

地域連携薬局 認定基準適合表

実施の対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

1	利用者の障害程度等の照に配慮した構造設備 (第1項第1号)	別紙 (1) のとおり
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備 (第1項第2号)	別紙 (2) のとおり
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加 (第2項第1号)	
4	地域における無障壁に無着する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 (第2項第2号)	
5	上記の無着及び連絡した実績 (第2項第3号)	別紙 (3) のとおり
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制 (第2項第4号)	別紙 (4) のとおり
7	開店時間外の相談に対応する体制 (第3項第1号)	別紙 (5) のとおり

別紙



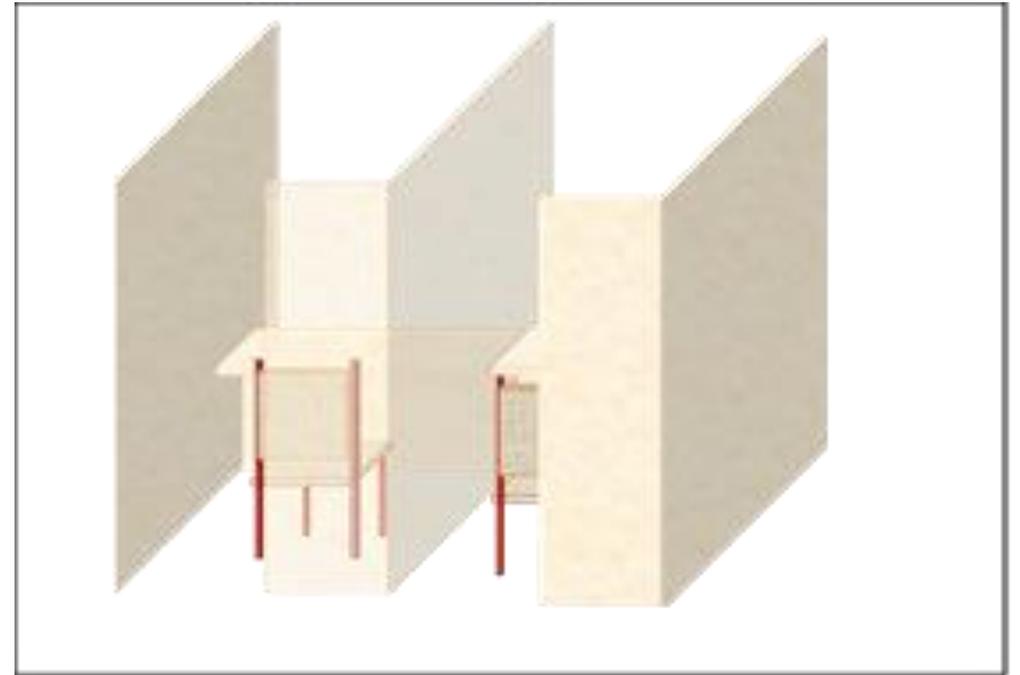
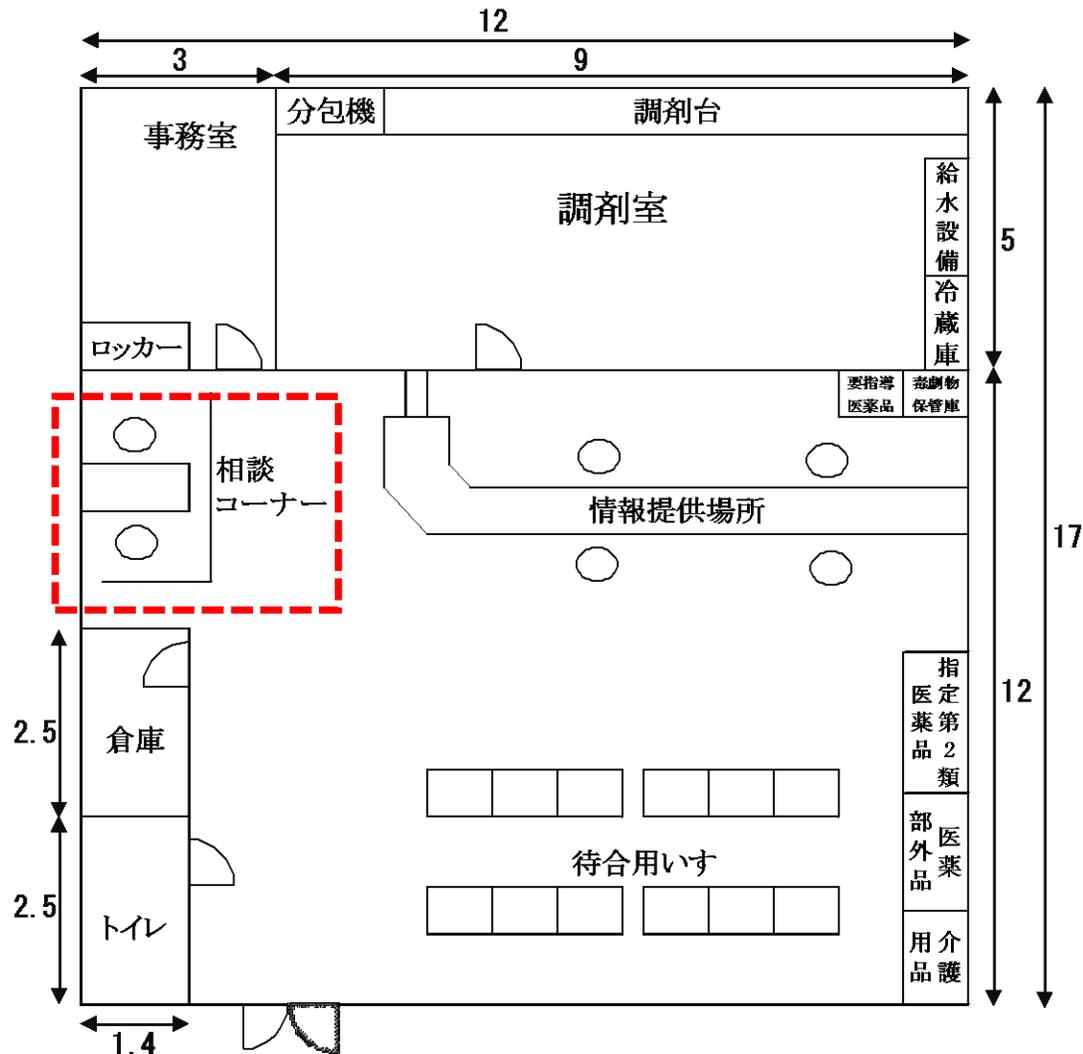
別紙 1 ~ 11

手数料 : 11,300円

添付書類（別紙）

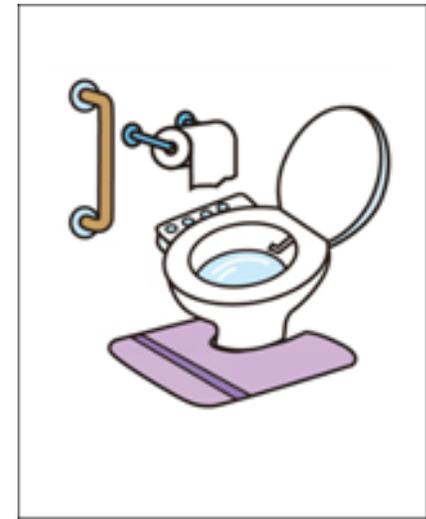
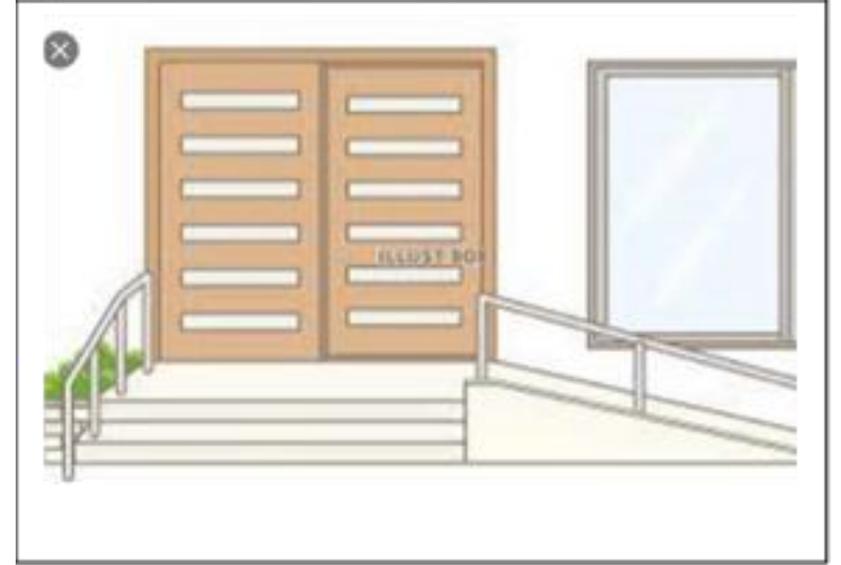
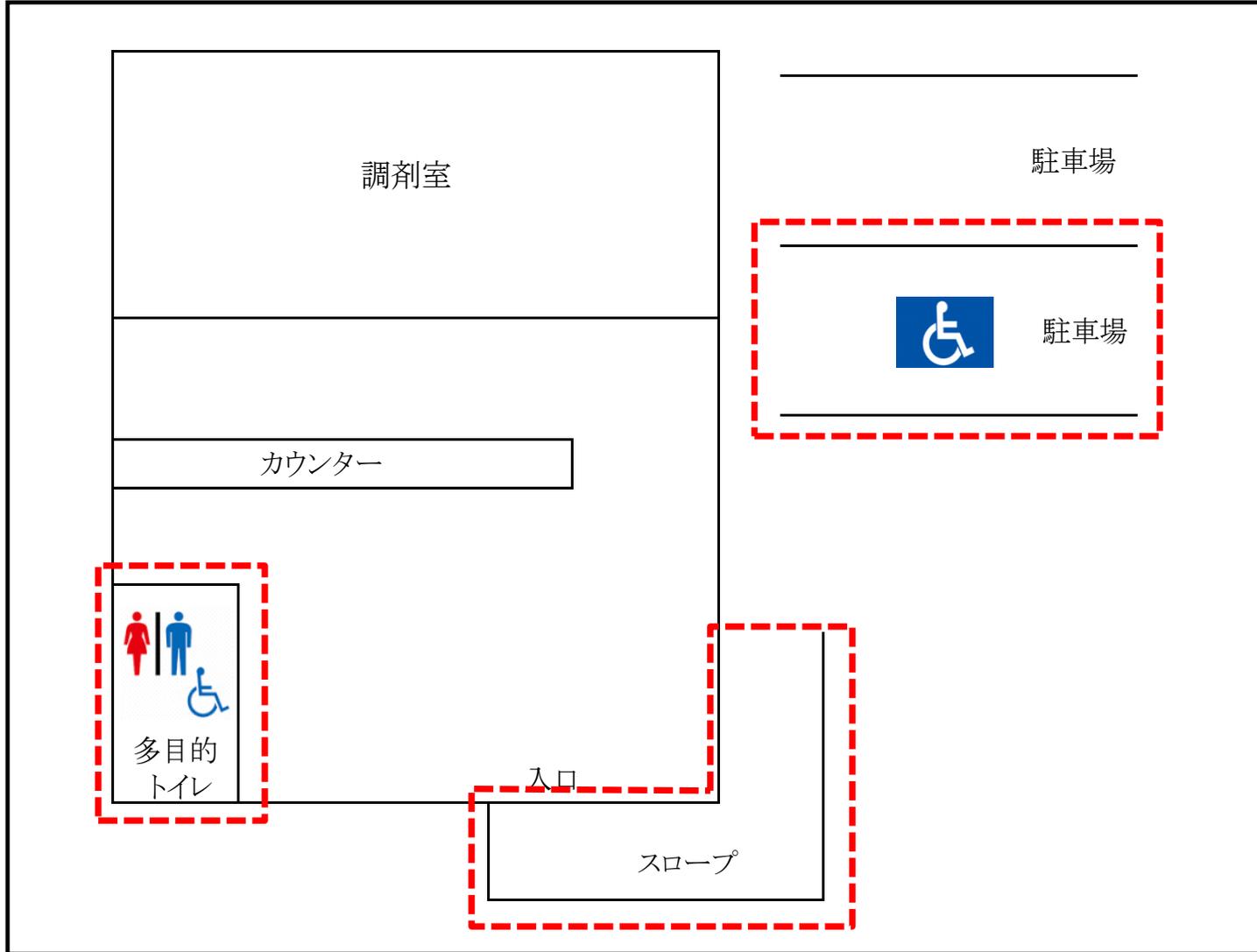
内 容	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
服薬指導に配慮した構造設備	別紙1	別紙1
高齢者等に適した構造設備	別紙2	別紙2
他の医療機関薬剤師に報告連絡した際の写し	別紙3	別紙3
他の薬局に報告連絡する方法を示した手順書	別紙4	別紙4
連絡先等が分かる文書、薬袋	別紙5	別紙5
地域の調剤応需体制が分かる資料	別紙6	別紙6
他の薬局の求めに応じて医薬品を提供する手順書	別紙7	別紙7
無菌調剤処理を実施できる体制を示した資料	別紙8	
薬剤師一覧、健康サポート薬局の研修修了証写し	別紙9	
薬剤師一覧、がん認定薬剤師であることを証する写し		別紙8
地域包括ケアシステムに関する研修実施計画書	別紙10	
がんに係る専門的な研修の実施計画書		別紙9
他の薬局に対する研修の実施計画書		別紙10
医薬品の適正使用に関する情報提供実施写し	別紙11	別紙11

利用者の服薬指導に配慮した構造設備



※**専門医療機関連携薬局**の場合は、「個室」もしくは「カウンター等から十分離れていて、プライバシーに配慮できる場所」

高齢者等の円滑な利用に適した構造設備



他の薬局に対して

利用者の薬剤等の情報を

報告及び連絡する際の方法を示した

手順書



開店時間外に相談できる連絡先や 注意事項等を周知するための文書、薬袋

開店時間等のお知らせ

【開店時間】

平日 8:30 ~ 18:30

土曜 8:30 ~ 13:00

日祝日 休業

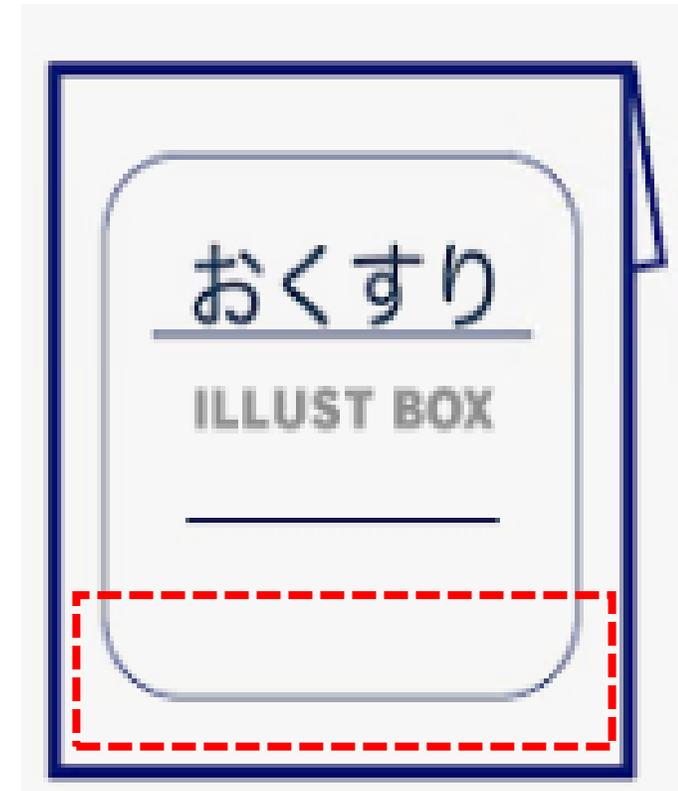
【連絡先】

電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 089-〇〇〇-〇〇〇〇

★開店時間外でご相談があれば、下記にご連絡ください。

電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇



休日及び夜間等における調剤応需体制が分かる資料

休日及び夜間等における調剤応需体制

【みきゃん薬局開店時間】

平日	8:30	～	18:30
土曜	8:30	～	13:00
日祝日	休業		

【休日及び夜間の調剤応需薬局】

月	18:30	～	翌8:30	○○薬局 (松山市○○町○○)
火	18:30	～	翌8:30	△△薬局 (松山市○○町○○)
水	18:30	～	翌8:30	××薬局 (松山市○○町○○)
木	18:30	～	翌8:30	□□薬局 (松山市○○町○○)
金	18:30	～	翌8:30	みきゃん薬局 (松山市○○町○○)
土	13:00	～	翌8:30	●●薬局 (松山市○○町○○)
日	8:30	～	翌8:30	▲▲薬局 (松山市○○町○○)

※休日及び夜間の調剤応需：上記7薬局で輪番制にて実施しております。

松山市○○町○○
みきゃん薬局
代表取締役 ○○ ○○



他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて

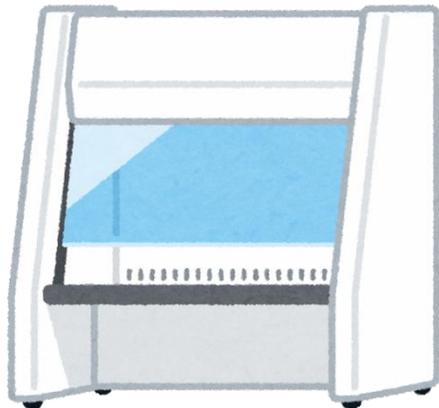
医薬品を供給する場合の

手順を示した手順書



無菌製剤処理を実施できる体制を示した書類

- ① **自局**で実施する場合 : **図面、写真**を添付
- ② 他局と**共同利用**する場合 : **契約書等**の写し
- ③ 他の薬局を**紹介**する場合 : 他の薬局に紹介する**手順書**の写し



薬剤師一覧等

薬剤師氏名	免許番号	常勤の勤務期間	研修修了の有無
松山 華子	100000	令和〇年〇月〇日～現在	有
愛媛 太郎	123456	令和〇年〇月〇日～現在	有
媛野 春子	131313	令和〇年〇月〇日～現在	無
今治 治郎	101010	令和〇年〇月〇日～現在	無

添付資料

地域

健康サポート薬局研修修了証

もしくは

研修A
 研修B
 e-ラーニング研修

受講証明証
 3点セット

専門

専門性の認定を受けた薬剤師に関する有効期限内の認定証

研修実施計画書

地域

薬局の**全ての薬剤師**に対して実施する

地域包括ケアシステムに係る研修の

実施計画書

専門

薬局の**全ての薬剤師**に対して実施する

がんに係る**専門的な内容**の研修の

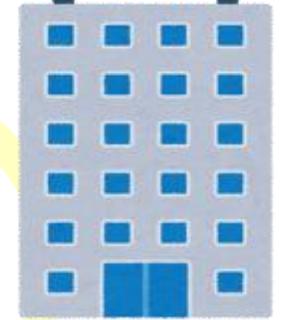
実施計画書

他の医療提供施設に対する

医薬品の適正使用に関する

情報提供を行った文書

病院





他の薬局に対する

がんに係る専門的な内容の

研修の計画書

注意事項

【更新】

- 認定の効力（有効期間）は**1年間**です。認定の有効期間が満了する前に、**毎年認定の更新の手続きが必要**です。
- 更新の申請に添付する書類は、新規認定の申請の添付書類と同じ書類です。
 - ※ 別途、更新前の認定証の提出が必要です。

【書換・再交付・変更】

- 認定証の記載事項に変更を生じた場合、認定証の書換え交付申請(**2,200円**)を行うことができます。
- 認定証を棄損・紛失した場合、認定証の再交付申請(**3,000円**)を行うことができます。
- 開設者の氏名（法人の場合、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）や住所、専門性の認定を受けた薬剤師の氏名（専門医療機関連携薬局のみ）を変更した場合や、薬局の名称を変更しようとするときは、変更届を提出してください。

【返納（廃止）】

- 認定薬局である旨を称することをやめたとき（認定基準に適合しなくなった時など）は、返納（廃止）届をご提出ください。

服薬情報提供実績の再確認

過去1年間における以下の実績一覧

地域

● 薬局薬剤師から医療機関の薬剤師その他の医療関係者へ利用者の服薬情報に関する次のような情報提供(共有)を実施した月ごとの実績 (1年間の月平均30回以上)

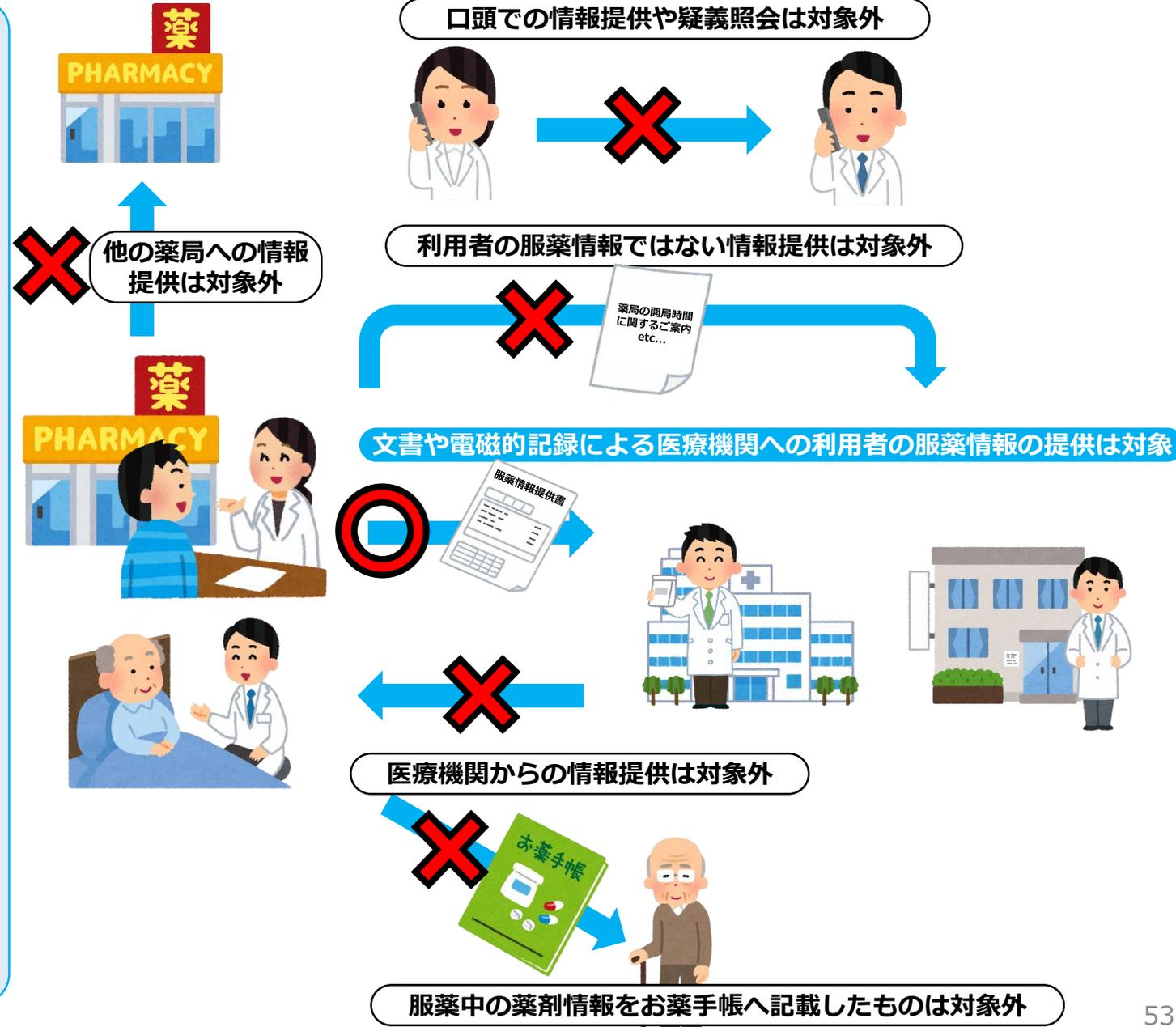
- ・ 利用者の入院に当たっての情報共有
- ・ 医療機関からの退院に当たっての情報共有
- ・ 外来の利用者に関する情報共有
- ・ 居宅等訪問の報告書等による情報共有

専門

● 薬局薬剤師から専門医療機関の薬剤師その他の医療関係者へがん患者(利用者)の服薬情報に関する情報提供(共有)を実施した1年間の実績 (1年間のがん患者の半数以上の者について、1回以上の情報提供実績)

共通

● 薬局薬剤師が服薬指導等の主体的な情報収集により得られた情報を文書や電磁的記録で提供した情報提供(共有)が対象。



認定制度に関する県ホームページ

掲載内容

認定申請の方法・様式ダウンロード

掲載場所

愛媛県庁トップページ> 県政情報> 申請書等電子配布サービス> 分野別一覧> 保健衛生・医療
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)関係)

検索キーワード

愛媛県 電子配布サービス 医薬品医療機器等法



The screenshot shows the Ehime Prefecture website with a search bar containing the keywords '愛媛県 電子配布サービス 医薬品医療機器等法'. The search results are displayed under the '保健衛生・医療' category, listing various application forms and reports related to medical facilities and pharmaceuticals. The page is updated as of May 25, 2021.

更新日: 2021年5月25日

保健衛生・医療

医療法関係

- 医療法人設立認可申請書
- 医療法人定款(密附行為)変更認可申請書
- 医療法人事業報告書等届出書
- 医療法人登記完了届出書
- 医療法人役員変更届出書
- 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書
- 病院(診療所・助産所)開設届出書
- 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書
- 病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届出書

歯科衛生士法関係

AIが質問にお答えします!

認定制度や認定の基準については、
薬局の所在地に応じて保健所窓口へご
相談ください。

さいごにもう一度

認定薬局は、地域住民や患者さん達のための制度

- ・ 地域住民や患者さんが、何を望んでいるか
- ・ 自分が地域住民や患者さんの立場なら、薬局に何を求めるか